重要事項説明書

（通所介護デイサービス／日常生活支援総合事業第1号通所事業）

あなたに対する通所介護サービス（日常生活支援総合事業第1号通所事業）の提供開始にあたり、厚生省令第３７号第８条に基づいて、あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

１　事業者概要

　　事業者名　　　　　　　　　　特別養護老人ホーム和の郷

　　主たる事務所の所在地　　　　邑楽郡明和町南大島２５３－１

　　法人名　　　　　　　　　　　社会福祉法人　新橋会

　　代表者名　　　　　　　　　　理事長　　朝　本　豪　人

　　電話番号　　　　　　　　　　０２７６－９１－３０１１

２　ご利用事業所の概要

　　事業所の名称　　　　　　　　特別養護老人ホーム和の郷

　　指定番号　　　　　　　　　　群馬県知事指定　第１０７３１００２７１号

　　所在地　　　　　　　　　　　邑楽郡明和町南大島２５３－１

　　電話番号　　　　　　　　　　０２７６－９１－３０１３

　　利用定員　　　　　　　　　　３０名

３　事業の目的と運営方針

　　（事業の目的）　　この事業は、介護保険法の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。

（運営の方針）　　当施設にあっては、利用者の介護度、認知症の有無にかかわりなく、人間の尊厳に基づき、可能な限り支援を行うことを基本方針としています。

４　ご利用事業所の職員体制

配置基準　　　　　現在配置数

　　　　　　　　　　管理者　　　　　　　　　１名　　　　　　　　名兼務

　　　　　　　　　　生活相談員　　　　　　　１名　　　　　　　　名（内1名兼務）

　　　　　　　　　　看護職員　　　　　　　　１名　　　　　　　　名兼務

　　　　　　　　　　介護職員　　　　　　　　４名　　　　　　　　名（内1名兼務）

　　　　　　　　　　機能訓練指導員　　　　　１名　　　　　　　　名兼務

５　事業実施地域及び営業時間（通常の実施地域は、明和町、館林市の区域とする。）

　　　　　　　　　　営業日　　　　　　　　毎週月～土曜日

　　　　　　　　　　営業時間　　　　　　　８：３０～１７：３０

　　　　　　　　　　サービス提供時間　　　９：２０～１６：３０

　　　　　　　　　　休業日　　　　　　　　日曜日　１月１日～１月３日

６　利用料等

　　　　　　　　　　別紙の居宅サービス利用料一覧を参照してください。

７　秘密保持

従業員は、正当な理由がない限り、デイサービスの提供にあたって　知り得た利用者、家族の秘密を漏らさないものとします。

また、従業員が退職後、在職中に知り得た利用者、家族の秘密を　　漏らすことができないよう必要な措置を講じるものとします。

８　個人情報の取り扱い

1. 利用目的

　　　当施設では、ご利用者から提供されたご利用者本人および身元引受人・ご家族等に

関する個人情報を、下記の目的以外に使用しません。

* 1. ご利用者に提供する介護サービス等
  2. 介護保険事務
  3. ご利用者のために行う管理運営業務（利用等の管理、会計、事故報告、介護・医療サービスの向上等）
  4. 施設のために行う管理運営業務（介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料の作成、施設等において行われる学生等の実習への協力、職員の教育のために行う事例研究等）

1. 第三者への提供

当施設では、下記の利用目的のためにご利用および身元引受人・ご家族等の個人情報を第三者に提供することがあります。

* 1. 介護保険事務などの施設業務の一部を外部事業者へ業務委託を行う場合
  2. 他の介護事業所等との連携（サービス担当者会議等）及び連絡調整が必要な場合
  3. ご利用の受診等にあたり、外部の医師の意見・助言を求めるため会議記録やケアプラン等を提供する場合
  4. 家族・身元引受人等への心身状態や生活状況の説明
  5. 研修等の実習生やボランティア受け入れにおいて必要な場合
  6. 保険事務の委託（一部委託含む）
  7. 損害賠償などの請求に係る保険会社等への相談又は届出等
  8. 保険者等、行政機関や他の関係機関からの照会への回答
  9. 外部監査機関、評価機関等への情報提供
  10. 介護保険審査支払機関へのレセプト請求及び介護保険審査支払機関からの照会への回答

1. ご利用者に関するお問い合わせへの対応

当施設では、ご利用者に関する来所やお電話でのお問い合せに対し、慎重に対応させて頂いており、ご利用者のプライバシーに関わる個人情報につきましては（２）の場合を除き外部に対し情報提供致しませんが、ご利用者が施設を利用されているかどうかについてのみ、お問い合せに対して情報提供させて頂きます。お問い合せに対し回答して欲しくない方のご指定や、情報提供範囲についてのご希望がおありの場合は遠慮なくお申し出下さい。

1. 施設内での写真の掲示及び施設報等でのお名前の掲示

当施設では、外出やお祭り行事等の楽しい思い出を、参加されたご利用者に楽しんで頂くため、できるだけたくさん掲示するようにしております。またご利用者の身元引受人及びご家族、施設外の方々に施設への理解を深め、施設での様子を知って頂くため、施設報にお名前・お写真を掲載することがあります。

施設内での写真の掲示、施設報等へのお名前・お写真の掲載について希望されない場合は遠慮なくお申し出下さい。

９　事故発生時の対応について

1. 当施設では、サービスの提供により事故が発生した場合は、すみやかに市町村、契約者またはご利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じさせて頂きます。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録することと致します。

1. 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものと致します。
2. 当施設において、施設の責任によりご契約者及びご家族に対して生じた損害については、すみやかに損害賠償をさせて頂きます。ただし、その損害の発生について。ご契約者及びご家族に故意または過失が認められる場合には、ご契約者及びご利用者の置かれた心身所状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、施設の損害賠償額を減じる場合があります。
3. 事故の発生において、施設の責任がないと認められる場合、施設は損害賠償責任を負わないものとします。

１０　苦情申し立て窓口

1. 利用者ご相談窓口　（和の郷代表）

　　　　　　利用時間　　　　　　（平日）　　８：３０～１７：３０

　　　　　　利用方法　　　　　　　電話　　　０２７６－９１－３０１１

1. 大泉町役場　高齢介護課

　　　利用時間　　　　　　（平日）　　８：３０～１７：１５

　　　利用方法　　　　　　　電話　　　０２７６－６２－２１２１

1. 明和町役場　介護福祉課

　　　利用時間　　　　　 （平日）　　８：３０～１７：３０

　　　利用方法　　　　　　 電話　　 ０２７６－８４－３１１１

1. 館林市役所　保健福祉部　介護高齢課

　　　利用時間　　　　　 （平日）　　８：３０～１７：１５

　　　利用方法　　　　　 　電話　　 ０２７６－７２－４１１１

1. 邑楽町役場　福祉介護課　介護保険係

　　　利用時間　　　　　 （平日）　　８：３０～１７：１５

　　　利用方法　　　　　 　電話　　 ０２７６－４７－５０２１

1. 群馬県国民健康保険団体連合会　介護保険課（前橋市元総社町３３５－８）

　　　利用方法　　　　　　 電話　　　０２７－２９０－１３２３

　　　　　　　　　　　　　 FAX　　　０２７－２２６－５０７７

１１　緊急時の対応方法

　　　利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

　　　また、緊急連絡先に連絡いたします。

　　　協力医療機関　　　　名称　　医療法人　海宝会　　明和セントラル病院

　　　院長名　　　　　　　海宝　雄人

　　　所在地　　　　　　　明和町中谷３３１－１

　　　電話番号　　　　　　０２７６－８４－１２３４

　　　診療科目　　　　　　内科、外科、皮膚科、消化器科、循環器内科等

　　　入院設備　　　　　　有り

　　　救急指定の有無　　　有り

　　　契約の概要　　　　　当事業者と明和セントラル病院とは、利用者に病状の急変があった場合、受診、入院が可能です。

令和　　　年　　　月　　　日

（乙）当事業者は、甲１に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、甲１及び甲２

に対して重要事項説明書にもとづいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

（乙）指定通所介護事業者

　　　　　　　　　　　邑楽郡明和町南大島２５３－１

　　　　　　　　　　　特別養護老人ホーム和の郷

　　　　　　　　　　　説明者　　　　　　　　　　　印

（甲）私は、重要事項説明書にもとづいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受け、一部受領しました。

　　　　　　　　　（甲１）利用者　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　（甲２）利用者様の家族　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　印